

令和 8 年度
伊久間防災センター建設工事

設計・施工 公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 8 月

喬木村役場

1. 趣旨

本事業は、伊久間区内の既存の指定避難所がいずれも浸水想定区域内に位置しており、浸水時における避難拠点の確保が困難であるため、防災センターを建設し浸水リスクのない避難拠点を整備するものである。

本事業においては、民間企業の持つ企画力・技術力・独創的アイデアを活用するとともに、工期短縮及び経費削減を図るため、設計・施工までを一括して、公募型プロポーザル方式で実施する。

この要領において、令和8年度 伊久間防災センター建設工事に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に必要な事項を定める。

（1）事業概要

ア 事業名 令和8年度 伊久間防災センター建設工事

イ 建設場所 住所 長野県下伊那郡喬木村 16414 番地
敷地面積等は提供資料による。

所有者 喬木村

ウ 整備対象施設

平屋建 1 棟

※ 詳細な設備基準については仕様書による。

（2）参加資格要件

プロポーザルに参加する場合は、別に示す期限内にプロポーザル提案意向申請書を受理され、参加時点で下記の要件をすべて満たす者であること。

- ①飯田下伊那地域に本支店を有し、かつ、経営規模等評価結果通知書の建築一式総合評定値（p 点）が 821 点以上を有する者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であって、同条第 2 項の規定に基づく当村の入札参加制限を受けていない者であること。
- ③喬木村プロポーザル方式実施要綱（平成 25 年告示第 8 号）第 6 条に規定された資格を有すること。

（3）対象業務

ア 整備対象施設に係る基本設計、実施設計、各関係法令に基づく各種申請及び手数料負担（以下「設計業務」という。）

イ 整備対象施設に係る解体工事、建築工事、電気設備工事、給排水設備工事（以下「施工業務」という。）

ウ 上記 2 業務を総括して「本業務」という。

（4）遵守すべき法令等

本村と本業務の実施に係る契約を締結する者（以下「受注者」という。）は、本業務の

実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。なお、関係法令に基づく許認可が必要な場合は受注者の負担により当該許認可などを取得しなければならない。

(5) 本業務の履行期間

契約締結日（事業契約の議会議決（承認）日）から令和9年3月31日（水）まで

(6) 最低制限価格

設定しない。

2. 審査・評価

当該プロポーザルの審査は、令和8年度 伊久間防災センター建設工事に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(1) 審査

審査は技術提案書及びプレゼンテーションについて、別に定める審査基準により、各委員個々に審査する。

(2) 評価

評価は、技術提案書及びプレゼンテーションの結果により評価を行う。

評価内容は、8（1）に示すところによる。

3. プロポーザルの実施スケジュール

プロポーザルの日程は次のとおりとする。

都合により変更する場合はその都度通知する（次項以下同様とする）。

日 程	内 容
令和8年8月20日（木）	公募実施の公表
令和8年9月4日（金）	提案意向申請書の及び質問書の提出締切
令和8年9月9日（水）	提案資格確認結果通知、技術提案書提出要請書の発出及び質問への回答
令和8年9月18日（金）	技術提案書の受付締切
令和8年9月29日（火） 予定	プレゼンテーションの実施
令和8年9月30日（水） 予定	委託候補者決定及び決定通知の発送
令和8年10月5日（月） 予定	仮契約

4. 提案意向申請書の交付および提出

(1) 交付

参加を希望する場合は、次の方法で書類の交付を受けること。

喬木村公式ウェブサイトからダウンロード（URL→ <http://www.vill.takagi.lg.jp/>）

(2) 提出

- ①提出期限 令和8年9月4日(金)午後5時
- ②提出方法 郵送または持参とし、郵送時は提出期限期日の消印まで有効とする。
持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時(正午～午後1時を除く)
- ③提出先 〒395-1100 長野県下伊那郡喬木村 6664 番地
喬木村役場 総務課 防災係

5. 質問および回答

(1) 質問の提出

本プロポーザルに関して疑義がある場合は、「プロポーザル実施要領に関する質問書(様式任意)」により行うものとする。

- ①提出期限 令和8年9月4日(金)午後5時
- ②提出方法 電子メールによる
- ③提出先 bousai@vill.takagi.lg.jp
- ④提出様式 プロポーザル実施要領等に関する質問書(様式任意)

(2) 質問への回答

質問への回答は、令和8年9月9日(水)までに参加業者全員に対し電子メールにて送付するものとする。

6. 審査提出書類

(1) 本業務に係る以下の書類。

- ① 技術提案書(各種図面のほかプロポーザルに必要な説明資料)
- ② 見積書(総額記載のものに、各工種明細及び経費を記載した内訳書を添付)
- ③ 期間内の想定工程表

※技術提案書は、次の項目順により作成すること。

- ・会社概要
- ・平面計画に関する事項(配置図、平面図)
- ・外観デザインに関する事項(立面図、パース図)
- ・維持管理に関する事項
- ・安全性(基礎、防災)に関する事項
- ・施工スケジュール
- ・施工実績

※技術提案書は、次に留意して作成すること。

- ・A4判、横書き、片面又は両面印刷にて作成すること。なお、図面等でA3版を使用する場合は折り込んで1ページとし、各ページにはページ番号を記載すること。
- ・社印を押印の上、計9部(正本1部、副本8部)作成すること。

(2) 提出書類等

① 提出部数 技術提案書 正本1部、副本8部、電子データ (CD-ROM) 1部

② 提出先 〒395-1100 長野県下伊那郡喬木村 6664 番地

喬木村役場 総務課 防災係

③ 提出期限 令和8年9月18日(金) 午後5時まで

④ 提出方法 持参または書留郵便とする。

持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時(正午～午後1時を除く)

書留郵便の場合は③の提出期限必着で送付すること。

7. プレゼンテーションの実施

(1) 実施内容

参加者に対して、技術提案書に基づいたプレゼンテーションの機会を設ける。

① 場 所 喬木村役場 2階 委員会室

② 実施日時 令和8年9月29日(火)【予定】 ※詳細は、参加者に別途通知する。

③ 実施時間 プレゼンテーションの所要時間は、1社あたり35分以内とし、プレゼンテーション15分、質疑応答10分のほか、準備片付けに要する時間を含むものとする。

④ 順 番 提案意向申請書の受付順とする。

⑤ プレゼンテーションの内容

技術提案書(項目順)に説明し、同内容と相違ないよう留意すること。

⑥ その他 プレゼンテーションを行うにあたり、必要な機器はすべて参加者が準備すること。但し、プロジェクター及びスクリーンは喬木村が準備する。

8. 受託候補者の決定

(1) 評価

前記7のプレゼンテーションに対し、次の評価項目により評価委員が評価を行う。

① 技術評価点 (20点)

- ・ 平面計画に関すること
- ・ 外観デザインに関すること
- ・ 維持管理に関すること
- ・ 安全性(基礎、防災)に関すること
- ・ 独自提案に関すること
- ・ その他全般

② 価格点 (80点)

価格点は、次により求める。価格点配点×見積中の最低見積額/審査対象業者の見積額

(2) 受託候補者の決定

前項目について、評価委員による評価の総合計点において順位付けを行い、最上位の社を受託候補者とする。

なお、合計点が同点の場合は、評価項目中の価格点の得点により順位を決定する。

審査結果についての異議申し立てはできないものとする。

9. 契約の締結等

喬木村は、候補者を優先交渉者として「令和8年度 伊久間防災センター建設工事」の契約交渉を行う。

契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、契約内容は、仕様書及び提出された技術提案書に基づくものとする。

契約交渉の結果、合意に至らなかったときは、次点者と契約交渉を行う。

10. 失格

参加表明をした者が次の項目のいずれかに該当するときは失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていないとき。
- ② 提出方法、提出期限に適合しないとき。
- ③ 本実施要領に示された条件に著しく適合しないとき。
- ④ 虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑤ その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき。

11. 提出書類及び著作権等の取扱い

- ① 提出書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き提出者に帰属する。
- ② 提出書類に含まれる第三者の著作物の使用の責は、提出者が負う。
- ③ 提出書類は提出者に無断で使用してはならない。
- ④ 提出書類は当該プロポーザルの実施に必要な範囲において複製して使用する。
- ⑤ 提出書類は返却しない。

12. その他の留意事項

- ① 参加表明をする業者は、複数の提案を行うことはできない。
- ② 本プロポーザルへの参加に対する謝礼金等の支払いは行わない。
- ③ 本プロポーザルは優先交渉権の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- ④ 喬木村の令和8年度 伊久間防災センター建設工事について知り得た秘密を本工事の目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。
- ⑤ 参加事業者は、申し出によりプロポーザルの参加を辞退することができる。プロポーザル辞退の申し出は、プロポーザルの参加辞退届（様式任意）を提出すること。
- ⑥ 本プロポーザルに関する担当窓口は下記のとおりとする。

〒395-1100 長野県下伊那郡喬木村 6664 番地
喬木村役場 総務課 防災係
TEL 0265-33-5120